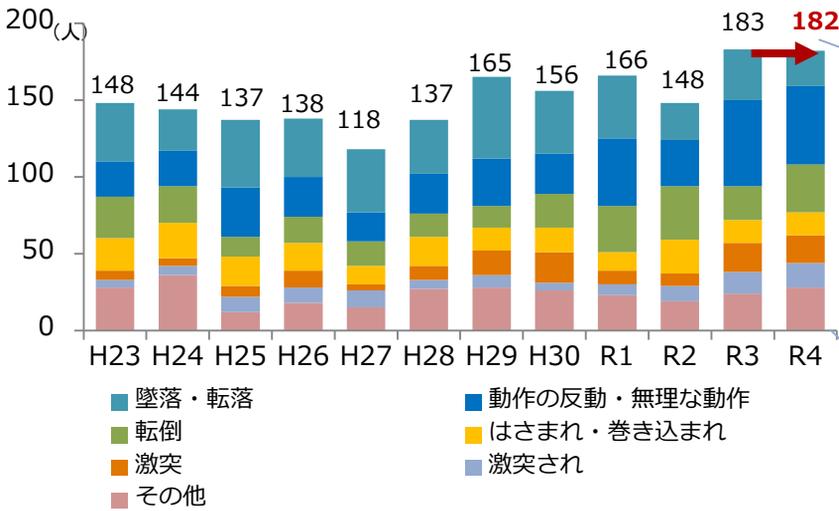


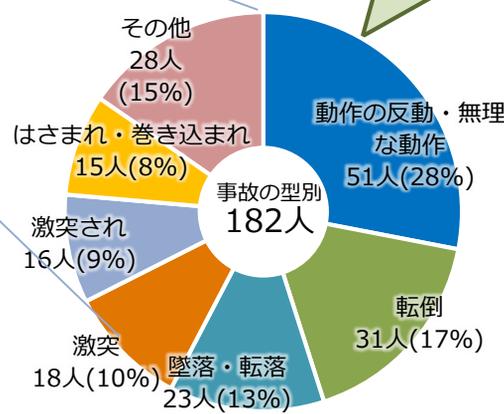
令和4年の亀戸署管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上<sup>※</sup>の死傷者数は前年と比較して0.5%減少しました。事故の型別に見ると、**動作の反動・無理な動作（腰痛等）**と**転倒**で全体の4割以上を占めています。

## 事故の型別死傷災害発生状況（亀戸署）

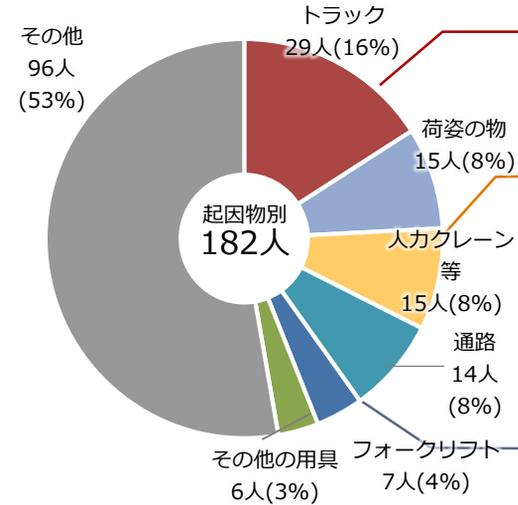


新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く  
陸上貨物運送事業、道路貨物運送事業及び陸上貨物取扱業

**転倒災害が増加中！**  
**(50歳代が最多(45%))**  
➤裏面の4をチェック！



## 起因物別の死傷災害発生状況（令和4年・亀戸署）



**41% (12件) が、荷台からの墜落事故です。**  
➤裏面の1をチェック！

**荷を持ち上げる際などに発生した腰痛です。**  
➤裏面の5をチェック！

**5人が、走行中の激突による災害です。**  
➤裏面の3をチェック！

資料出所：労働者死傷病報告

## 陸運業における死亡災害事例（平成29年～・亀戸署）

資料出所：死亡災害報告

年月	業種	事故の型	起因物	職種	年代	経験年数	災害の概要
R4年 2月	道路貨物運送業	墜落、転落	エレベーター・リフト	作業員・技能者	50歳代	10年以上 20年未満	垂直搬送機の2階部分においてエラーが発生した原因を探るために、垂直搬送機昇降路内部を事業場の2階フロアから目視にて確認していたところ、昇降路内部に墜落した(高さ約8m)。
R3年 8月	道路貨物運送業	交通事故(道路)	トラック	貨物自動車運転者	20歳代	5年以上 10年未満	トラックで高速道路下り線を走行中、停車中の先行トラックに追突した。先行2台を含む計3台の玉突事故。追突の衝撃で被災者のトラックの運転席は大きく損傷し、救出され搬送されるも胸部を強く打ち死亡した。
R3年 3件	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	管理者	50歳代	20年以上 30年未満	自社駐車場で、トラックが逸走したことにより運転席ドアが駐車場出入口のポールに押し込まれ、被災者が車体との間に挟まれた。
H29年 12月	道路貨物運送業	はさまれ、巻き込まれ	整地・運搬機械等	特殊自動車運転者	25歳～30歳	1年以上 5年未満	被災者は、車両洗車のため工場構内を歩いていたところ、トラックター・ショベルにはねられた。
H29年 10月	道路貨物運送業	飛来、落下	機械装置	運転者	30歳代	1年以上 5年未満	鉄製のかごに入れた機械の部品を降ろすため、トラックのゲートリフターを降下させたところ、かごの中の荷が倒れ、かごを押さえていた被災者が下敷きとなった。
H29年 5月	道路貨物運送業	墜落、転落	移動式クレーン	移動式クレーン運転者	70歳代	10年以上 20年未満	足場仮設材を引き取るため、トラッククレーンで建設現場に入場した被災者が、トラッククレーンへ荷の積み込みを終えた後、荷の上で作業を行っていたところ、地上から高さ約2.5mの地上面へ墜落した。

# 荷役作業中の労働災害防止のためのチェックシート

## 1. 荷台からの墜落・転落を防止しましょう

- 墜落・転落を未然に防止する設備的対策を導入していますか  
(スタンション、墜落防止ベルト、昇降設備など)
- 荷台から昇降の際は、両手・両足のうち3点により  
身体を支持(三点支持の確保)していますか
- 保護帽(墜落時保護用)・安全靴・手袋を着用していますか

## 2. テールゲートリフター・ロールボックスパレットによる災害を防止しましょう

- 安全な作業手順を定め、周知していますか
- 基本操作や取扱い方法の安全教育は十分ですか
- 保護帽(飛来、落下時保護用)・安全靴・手袋を着用していますか

## 3. フォークリフトによる接触災害を防止しましょう

- 運行経路等を示した作業計画を定めていますか
- 運転中のフォークリフトや荷に接触する危険性のある箇所において、  
立ち入り禁止の区画をするか、フォークリフトの誘導員を配置していますか

## 4. 荷役作業中の転倒災害を防止しましょう

- 通路の整理整頓や清掃をしていますか
- 十分な照度(明るさ)は確保されていますか
- 耐滑性の高い安全靴など、作業に適した安全な靴を着用していますか
- 転倒予防のストレッチや体操を実施していますか

## 5. 荷役作業中の腰痛を防止しましょう

- 台車や補助器具を有効に活用し、省力化していますか
- 腰痛予防のストレッチや体操を実施していますか

## 令和5年10月1日より労働安全衛生規則の一部が変わります

- ・テールゲートリフターの操作には**特別教育が必要**になります。
- ・昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大  
**最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大する**